項目	No.	質問内容	回答 (リンクが貼ってある箇所をクリックすると 該当ページに移動します)
	1-1	(共通) 共同入札参加申請に未参加団体の窓口を教えて ほしい。	(熊野市) 総務課管財契約係 0597-89-4111
	1-2	(共通) 清掃や警備業務等も申請してよいか?	当共同入札参加申請団体が受け付けているのは、建設工事、測量・建築コンサル・土木コンサル・地質調査・補償コンサル等のみです。物品、建設工事関係以外の業務委託については、別途共同受付を行っている団体がありますので、そちらへお問い合わせください。 重里県市町総合事務組合 059-221-3701
	1-3	(共通) 申請書等を持参により提出してよいか?	申請の受付窓口である(公財)三重県建設技術センターあて 郵送でお願いします。
1. 申請先等について	1-4	(共通) 名簿登録事項の変更に伴って、電子入札を実施している団体については I Cカードの変更手続きが必要となる場合があるそうだが、その問い合わせ先を教えてほしい。	【三重県の電子入札に関する問い合わせ先】 県土整備部技術管理課情報化班 電話番号 059-224-2208
1. 予請が登り			【四日市市の電子入札に関する問い合わせ先】 総務部調達契約課 電話番号 059-354-8125
			【桑名市の電子入札に関する問い合わせ先】 契約監理課契約調達係 電話番号 0594-24-1409
			【いなべ市の電子入札に関する問い合わせ先】 総務部契約監理課 電話番号 0594-86-7867
			【 <u>菰野町の電子入札に関する問い合わせ先】</u> 財務課 電話番号 093-391-1109
	1–5	(共通) これまで問い合わせをしていた 059-273-6210 の 番号が繋がらなくなったのだが。	この番号は令和4年1月5日~5月31日の間の期間専用番号になっており、6月1日以降は使用できません。 この期間以外のお問い合わせは、電話番号 059-229-5610 へお願いいたします。
	2–1	(建設工事) 現在建設業許可を受けているが、経営事項審査 は申請中で経営規模等評価結果通知書は届いて いない。経営規模等評価申請書の写しを添付し て申請してよいか?	申請にあたっては、経営事項審査の審査が終了している(結果通知書が交付されている)必要があるため、通知書がお手元に届いてから申請願います。
	2-2	(共通) 市町へ申請を行いたいが、営業所を設置したば かりであるため、市町税の完納証明書が発行さ れない場合はどうすればよいか?	提出先市町の受付け印が押印された事業所開設届(又は設立届出書等)の写しを提出してください。
2. 申請者の資格に関して	2-3	(建設工事) 支店で土木一式工事と管工事の登録申請を行い たいが、管工事の建設業許可を本店では有して いるが支店では有していない。支店で管工事も 登録申請することはできるか?	登録申請できる業種は、登録申請する支店等で有している建設業許可業種のみです。 ご質問の場合は、登録申請する支店で管工事の建設業許可を有していませんので、支店で管工事を登録申請することはできません。管工事の登録申請が必要な場合は、本店で登録申請をすることになります。
	2-4	(建設工事) 建設業者で社会保険等に未加入だが、申請はで きるか。	社会保険等に未加入である建設業者からの申請は受付けません。なお、加入の確認は提出いただく最新の経営事項審査の結果通知書(経営規権等評価結果通知書・総合評定値通知書)の「その他の審査項目(社会性等)」のみで確認することとします。この中で、雇用保険、健康保険、厚生年金保険の加入の有無欄に「無」の項目がひとつでもある場合は申請を受け付けられません。(「有」又は「除外」の場合に申請を受け付けられません。(「有」又は「除外」の場合に申請を受け付けられません。(「有」又は「除外」の場合に申請をできます。)また、経営事項審査受審後に新たに社会保険等に加入した場合であっても、次の結果通知書により加入の確認ができるまでは申請受付ができませんのでご注意ください。

項目	No.	質問内容	回答 (リンクが貼ってある箇所をクリックすると 該当ページに移動します)
	3–1	(共通) 提出した書類について、受付を証明する書類 (受付印を押印する等)を返送していただくことは可能か?	「返信用はがき」又は「申請書コピーと返信用封筒」を同封 いただければ、審査完了後に受付印を押印し、返送すること は可能です。
	3-2	(共通) 登記上の所在地と、建設業法、測量法等に基づ き登録した所在地が異なっている場合、申請書 に記載する所在地はどちらか?	この場合は登録の所在地を記載願います。 なお、名簿上登録される所在地は"登録上"の所在地となり ます。また、使用印鑑届け、委任状については、両方の所在 地を記入いただき、それぞれがどちらに(登記上又は登録 上)該当するか記載願います
	3–3	(共通) 1団体に対して、複数の支店等で申請すること はできるか。	できません。 詳しくは申請書提出要領(随時新規申請用)の3ページ、又 は変更手続要領の4ページをご覧ください。
	3–4	(工事) 記載例に記述されている、建設業許可番号「24- 999999」の、「24-」は何を表しているのか。	大臣・知事コードを示しています。 国土交通大臣許可については「00」を、都道府県知事許可については、その許可を受けた都道府県の全国地方公共団体コード(総務省編)の上位2ケタを記載してください(三重県は「24」)。 許可通知書に記載の許可年度(例:三重県知事許可般-30)ではありませんのでご注意ください。
	3–5	(共通) 本店はISO認証を取得していますが、支店は 認証されていません。支店で登録申請する場 合、本店がISO認証取得しているので、支店 もISO認証取得有りとして申請してよいか。	ISO認証取得については、登録を希望する営業所(本店、支店等)が認証されていることが必要です。 当該支店が認証範囲に含まれていることが確認できる附属 書、または附属書で認証範囲を確認し難い場合は、さらに組 織マニュアルや組織図等を添付してください。
3. 申請書類の作成等について	3-6	(共通) ISO認証書の附属書には「土木工事及び建築 工事」の記載しかないが、他に管工事の許可を 追加取得したため希望業種を追加申請する際、 認証取得有りとして申請してよいか。	附属書に業種が明確に記載されている場合は、その業種のみ認証対象業種とさせていただきます。 追加希望業種も認証範囲に含まれる場合は、それを証する書類(追加認証されたことを証する書類等)を提出してください。
	3–7	(共通) 申請年月日はいつの日付を記載すればいいのか?	申請書提出日(郵送日)を記載してください。
	3-8	(共通) 申請書の資本金額は何を記載すればよいのか?	法人の場合は、登記事項証明書に記載されている資本金額を記載してください。 個人の場合は、「O」と記載してください。 公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人 の場合、資本金の概念がないため「O」と記載してください。
	3-9	(共通) 使用印鑑届の使用印に「ロ」と「〇」の枠があ るが、両方に押印が必要か?	通常は代表者の職名や氏名が表示された"代表者印"を右側の「〇」内に必ず押印してください。 左側の「□」内には、社名、屋号等が表示された"会社印"を、社内のルールや慣例に基づき通常押印している場合は押印してください。 このため、左側「□」内の押印については必須ではありません。
	3–10	(共通) 支店等で登録申請する場合、委任状兼使用印鑑 届と使用印鑑届(本店登録用)の両方が必要 か?	支店等で登録する場合は、委任状兼使用印鑑届が必要になり、使用印鑑届(本店登録用)の提出は不要です。 本店で登録申請する場合は、使用印鑑届(本店登録用)が必要になります。 A市を本店で、B市を支店で登録申請する場合は、使用印鑑届(本店登録用)及び委任状兼使用印鑑届の両方が必要になります。
	3–11	(共通) 委任状兼使用印鑑届にある「委任する行為」を 一部のみ委任とすることは可能か?	一部のみ委任することはできません。

項目	No.	質問内容	回答 (リンクが貼ってある箇所をクリックすると 該当ページに移動します)
	4–1	(共通) 名簿の有効期間は令和4年6月1日~令和8年5月31 日となっているが、所在地や代表者等、名簿登録事項に変更が無い場合、この期間中は特に何も手続きは必要ないか?	建設業許可、測量・コンサルタント登録を更新し、許可・登録年月日の変更のみが生じた場合も写しの提出をお願いします。 また、建設業者の方については新たな審査基準日にかかる経営事項審査の結果通知書を受理した場合も写しの提出をお願いします。 なお、これらの場合は共通変更届の提出は不要で、写しの上部余白に共同化統一業者コードを記載したものを提出してください。
	4-2	(共通) 随時新規で申請した場合、名簿にはいつから掲 載され、入札に参加できるようになるのか?	申請先団体により異なります。 詳しくは申請書提出要領(随時新規申請用)の5~8ページを ご覧ください。
	4-3	(共通) 受け付けられた変更にかかる情報は、いつから 名簿に反映されるのか? また、変更後の情報において入札に参加できる のはいつからとなるか?	【希望業種の追加、申請団体の追加の場合】申請先団体により異なります。詳しくは変更手続要領の7~10ページをご覧ください。【上記以外の変更の場合】申請先団体により異なりますので、変更手続要領の14ページの各団体連絡先までご確認ください。なお、郵便が到着し窓口で受け付けられ、書類不足等の不備が無い変更情報については、当日又は翌日には各参加団体あてデータが配信されます(一部の団体除く)。
	4-4	(共通) 社名が変更になるのですが、手続きの関係上、 登記ができていません。変更したことがわかる 他の書類で変更届を受け付けてもらえるか。	商号又は名称に変更があった場合は、登記事項証明書を添えて提出いただくことになっていますので、登記が済み次第変更の手続きを行ってください。ただし、社名を実際に変更した日から入札参加資格者名簿変更までの間に入札に参加する場合、変更後の社名で入札に参加する必要があると考えられるため、その間の手続きの有無については該当する申請先団体に問い合わせてください。
4. 申請受付・名簿登録後の手続きについて	4-5	(工事) 個人事業主で、代表者が変わった場合(個人事業者の配偶者又は子・親の事業承継)の手続き について教えてほしい。	建設業許可通知書の許可番号を承継する場合は、代表者変更 に係る変更手続きを行ってください。 建設業許可通知書記載の許可番号に変更が有る場合は、現在 登録されている情報の全団体抹消を行い、新たな建設業許可 通知書及び経営規模等評価結果通知書を添えて、新規申請手 続きを行ってください。
	4-6	(工事) 個人事業主が、法人化した場合(法人成り)の 手続きについて教えてほしい。	建設業許可通知書の許可番号を承継する場合(認可)は、商号、代表者、資本金及び使用印鑑等の変更に係る手続きを行ってください。 建設業許可通知書記載の許可番号に変更が有る場合は、現在登録されている情報の全団体抹消を行うとともに、新たな建設業許可証及び経営規模等評価結果通知書を添えて、随時新規申請手続きを行ってください。 なお、認可以外の法人成りの場合は、経営事項審査を受審するまで共同人札参加資格申請ができなくなり、改めて名簿に登載されるまでの空白期間が生じその間は入札に参加できなくなりますのでご注意ください。
	4-7	(共通) 会社が合併した場合の手続きについて教えてほ しい。	会社の合併、事業譲渡、分割が行われた場合の手続きについては、変更手続要領の6ページをご覧ください。 合併、事業譲渡、分割の内容によって手続きが異なりますので、ご不明な点がありましたら、申請受付窓口((公財)三重県建設技術センター 電話059-229-5610)へお問い合わせください。
	4-8	(共通) 契約時の振込先口座を変更した場合、変更届が 必要か。	振込先口座の情報は共同受付に関する届出項目ではないため、提出していただく必要はありません。 振込先口座の変更に伴う手続きについては、契約先である各発注機関までお問い合わせください。
	4-9	(共通) A市に登録があり、B市を追加登録申請する場合、市町税の完納証明書を徴収して添付する必要があるか。	いずれかの市町に既に登録があり、市町を追加する場合は、 市町税の完納証明書の添付は不要です。

	項目	No.	質問内容	回答 (リンクが貼ってある箇所をクリックすると 該当ページに移動します)
5	. その他	5–1	(工事) 三重県から格付けに関する通知書が届きました が、共同入札参加資格登録共同受付宛に送付す る必要はあるか。	送付していただく必要はありません。
		5–2	(工事) 経営規模等評価結果通知書が届いた場合、どう すればよいか。	経営規模等評価結果通知書の写しの右上に、共同化統一コード(a〇〇〇〇)を記載し、(公財)三重県建設技術センター 入札参加資格登録共同受付宛に送付してください。